

○個人番号・法人番号の記載が必要となる主な書類と記載開始時期

令和4年8月1日現在(随時更新)
今後、条例・規則等の改正により変更の可能性があります。

区分	様式名	個人番号	法人番号	番号記載時期
個人住民税	住民税申告書	○		平成29年度以降の年度分の住民税に係る申告分から適用
	公的年金等支払報告書	○	○	平成29年度以降の年度分の住民税に係る報告分から適用
	給与支払報告書	○	○	平成29年度以降の年度分の住民税に係る報告分から適用
	給与所得者異動届出書	○	○	平成29年1月1日以後に給与の支払を受けなくなった者に係る届出分から適用
	特別徴収への切替申請書		○	平成29年度以降の年度分の住民税に係る申請分から適用
	相続人代表者指定届	※	○	平成28年1月1日以後の届出分から適用
	特別徴収義務者の名称・所在地等の変更届出書		○	平成28年1月1日以後の届出分から適用
	給与支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書	※	○	平成28年1月1日以後の申請分から適用
	特別徴収税額の納期の特例申請書	※	○	平成28年1月1日以後の申請分から適用
	特別徴収税額の納期の特例取消申請書	※	○	平成28年1月1日以後の申請分から適用
法人市民税	退職所得の特別徴収票	○	○	平成28年1月1日以後の支払分から適用
	退職所得に係る特別徴収税額納入内訳書	○	○	平成28年1月1日以後の申告分から適用
	法人設立設置申告書		○	平成28年1月1日以後の申告分から適用
	法人異動申告書		○	平成28年1月1日以後の申告分から適用
事業所税	法人市民税申告書		○	平成28年1月1日以後に開始する事業年度分から適用
	法人市民税更正請求書		○	平成28年1月1日以後の請求分から適用
	事業所等新設廃止申告書		○	平成28年1月1日以後の申告分から適用
	事業所用家屋貸付等申告書		○	平成28年1月1日以後の申告分から適用
	事業所税申告書	○	○	平成28年1月1日以後に開始する事業年度分から適用
固定資産税	事業所税更正請求書	○	○	平成28年1月1日以後の請求分から適用
	事業所税減免申請書		○	平成28年1月1日以後の申請分から適用
	償却資産申告書(課税台帳)	○	○	平成28年1月1日以後の申告分から適用
	東日本大震災に係る被災代替土地特例申告書	○	○	平成28年1月1日以後の提出分から適用
	東日本大震災に係る被災代替家屋特例申告書	○	○	平成28年1月1日以後の提出分から適用

※平成29年1月1日以後の申請・届出分から個人番号は記載不要となりました。